

免除（納付猶予）制度の概要①

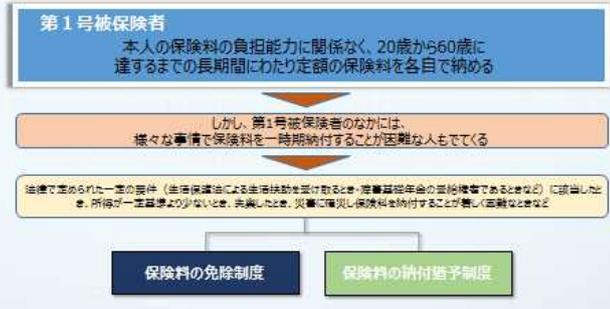
強制加入の被保険者

- 第1号被保険者**
 - 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者
 - 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でないこと
 - 第2号被保険者又は第3号被保険者ではないこと
- 第2号被保険者**
 - 被用者年金各法の被保険者・組合員又は加入者（会社などにお勤めの方）
 - ただし、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する65歳以上の者は第2号被保険者とはならない
- 第3号被保険者**
 - 20歳以上60歳未満であること
 - 被扶養配偶者（第2号被保険者の配偶者であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するものであり、かつ、第2号被保険者でない者）であること

【免除（納付猶予）制度の概要】

第1号被保険者は、第2号被保険者と第3号被保険者以外の方が該当します。第2号被保険者は、会社などにお勤めの方です。第3号被保険者は、その被扶養配偶者ですから、第1号被保険者は自営業者、厚生年金などに加入していない非正規雇用者、学生、無職の人などが該当します。

免除（納付猶予）制度の概要②



第1号被保険者は、本人の保険料の負担能力に関係なく、20歳から60歳に達するまでの長期間にわたり定額の保険料を各自で納めることとなります。しかし、第1号被保険者のなかには、様々な事情で保険料を一時期納付することが困難な人もできます。

そこで、法律で定められた一定の要件（生活保護法による生活扶助を受けるとき・障害基礎年金の受給権者であるときなど）に該当したとき、所得が一定基準より少ないとき、失業したとき、災害に罹災し保険料を納付することが著しく困難なときなどには、被保険者本人の届出や申請により納付されていない保険料の納付義務を免除することで、将来の年金受給権を確保できるようにしています。

なお、任意加入被保険者は本人の希望により加入していることから、この保険料免除・猶予制度の適用を受けることはできません。

免除（納付猶予）制度の概要③



免除制度は大きく区分して法定免除制度と申請（4段階）免除制度の2種類があります。

一つは法律で定める要件に該当する場合に当然に保険料の納付義務が発生しない場合であり、他の一つは保険料の拠出能力がないとする被保険者からの申請に基づいて免除を承認する場合です。

また、対象者や期間を限定し保険料の納付を猶予する制度として、学生を対象とした学生納付特例制度や30歳未満の若年者を対象とした若年者納付猶予制度（平成17年4月～平成37年6月の期間）もあります。

法定免除 ケース1①（法第89条）

ケース1

「生活保護法の生活扶助を受給しているAさんが、福祉事務所の職員から保険料の免除に該当するので届出をしてほしいと言われたということで窓口に行っちゃいました。」

要件	法定免除は、第1号被保険者本人が直接に認められる次のいずれかに該当するときに、納付されていない保険料の納付義務が免除（免除に該当しない場合は届出が必要）される制度です。
適用の条件1(該当1号)	障害基礎年金各法の20歳以上で障害に関する公的年金の受給権者である者、厚生年金保険の年金受給権者（20歳未満の子供、3年を経過した者）である者
適用の条件2(該当2号)	生活保護法による生活扶助を受けるとき
適用の条件3(該当3号)	厚生年金保険の被扶養者である者、国民年金保険料免除申請（障害・病気）届出を付付届出している者
手続き	被保険者本人が上記の条件のいずれかに該当し、または法定免除を受けている者が上記のいずれにも該当しなかった場合は、年金事務所または国民年金保険料免除申請（障害・病気）届出を付付届出に提出します。
届付との関係	法定免除申請書の年金受給の申請では、法定免除を受けた年度2月31日以前の期間（1か月）は、法定免除を受けた年度2月31日以後の期間（1か月）として計算されます。
該当期間	法定免除の期間が終了し、上記の条件のいずれかに該当した日の属する月の前月が計算しなくとも属する月の期間（計算上の保険料納付の期間）となります。

【法定免除 ケース1】

それでは、ケース1を見ていきましょう。

「生活保護法の生活扶助を受給しているAさんが、福祉事務所の職員から保険料の免除に該当するので届出をしてほしいと言われたということで窓口に行っちゃいました。」

では、Aさんはどの制度に該当するかを検討してみます。法第89条第1項第2号に生活保護法による生活扶助を受けている場合が規定されています。よって、Aさんは法第89条に基づいて保険料の納付が免除されます。

法定免除 ケース1②（法第89条）

要件	
法定免除とは、第1号被保険者本人が法律に定められている次のいずれかに該当するときに、納付されていない保険料の納付義務が免除(要件に該当した者は届出が必要)される制度です。	
法第89条 第1項第1号	障害基礎年金などの2級以上の障害に関する公的年金の受給権者であるとき。(厚生年金保険の障害等級に該当しなくなってから、3年を経過していない者に限る)
法第89条 第1項第2号	生活保護法による生活扶助を受けるとき。
法第89条 第1項第3号	厚生労働大臣の指定する国立ハンセン病療養所や国立保養所(重度障害者センター)等に入所しているとき。

① 法定免除の要件)

法定免除とは、第1号被保険者本人が法律に定められている要件に該当するときに、本人の届出により、納付されていない保険料の納付義務が免除(要件に該当した者は届出が必要)される制度です。

法律で規定されている要件の1つ目は、障害基礎年金などの2級以上の障害に関する公的年金の受給権者であるとき(厚生年金保険の障害等級に該当しなくなってから、3年を経過していない者に限る。)、2つ目は、生活保護法による生活扶助を受けているとき(則第74条)、3つ目は、厚生労働大臣が指定する施設(ハンセン病療養所、国立保養所など)に入所しているとき(則第74条の2)です。

なお、都道府県知事あて厚生省社会局長通知(「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号))に基づく保護を受けている外国人については、法定免除の対象ではなく、法第90条に基づく申請免除の対象となりますので注意が必要です。

法定免除 ケース1③（法第89条）

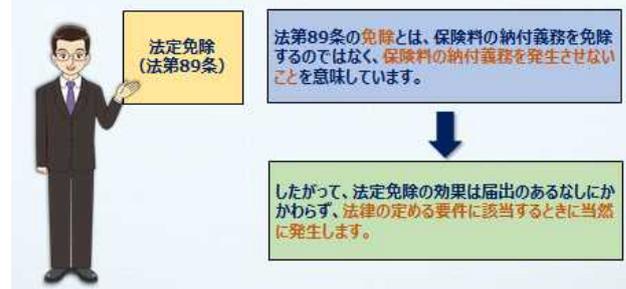
給付との関係
老齢基礎年金等の年金額の計算では、法定免除を受けた平成21年3月以前の期間は1か月を1/3として、法定免除を受けた平成21年4月以後の期間は1か月を1/2として計算されます。



② 年金給付との関係)

法定免除を受けた期間の年金給付は保険料免除期間あるいは保険料全額免除期間として、各種基礎年金等の受給資格期間に算入されます。また、老齢基礎年金等の年金額の計算においても、法定免除を受けた平成21年3月以前の期間は1か月を3分の1として、法定免除を受けた平成21年4月以後の期間は1か月を2分の1として計算されます。

法定免除 ケース1④（法第89条）



ここで、ひとつ気を付けていただきたいポイントがあります。法第89条は一般的に法定免除の規定とされていて免除という表現が使われています

法第89条における保険料の免除は、被保険者が要件に該当するようになったときは、法律上当然に保険料を納付する義務が発生しないこととなりますが、被保険者が法定免除の要件に該当したとき、または、該当しなくなったときは、その旨を届け出ることとされています。これはあくまで実態把握のための方法ですので、法定免除の効果は届出のあるなしにかかわらず法律の定める要件に該当するときに当然発生します。

法定免除 ケース2 ① (法第89条)

ケース2
「生活保護を受給して法定免除に該当していた被保険者のBさんについて、生活保護が廃止された旨の連絡票が福祉事務所から回ってきましたが、本人からの届出がありません。この場合に、どのように対応するのが望ましいでしょうか。」

手続き
被保険者などが法定免除の要件のいずれかに該当したとき、または法定免除を受けていた者が法定免除の要件のいずれにも該当しなくなったときは、年金事務所長あての「国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届」を市町村長に提出します。

第102条第4項 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

法定免除に該当しなくなったことを届け出るが遅れ、2年を超えて法定免除が取り消された期間が未納期間になってしまう

【法定免除 ケース2】

次に、ケース2を見ていきましょう。

「生活保護を受給して法定免除に該当していた被保険者のBさんについて、生活保護が廃止された旨の連絡票が福祉事務所から回ってきましたが、本人からの届出がありません。この場合、どのように対応するのが望ましいでしょうか。」

ここでは、法定免除の手続きについて確認します。

第1号被保険者などが法律で定める要件のいずれかに該当したとき、または法定免除を受けていた方がこれらの要件のいずれにも該当しなくなったときは、国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届を市町村長に提出します。（則第75条、則第76条）。

法定免除 ケース2 ② (法第89条)

手続き
被保険者などが法定免除の要件のいずれかに該当したとき、または法定免除を受けていた者が法定免除の要件のいずれにも該当しなくなったときは、年金事務所長あての「国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届」を市町村長に提出します。

国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届の届出

- 届出の失念（届出もれ）
- 適切な時期に届出
- 事実を把握し得ない場合がある
- 申請免除を利用したり保険料の納付が可能

法定免除の手続きに関する注意点を見ていきます。

被保険者が法定免除に該当しなくなったときには、国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届を市町村に提出していただくこととなりますが、この免除事由（該当・消滅）届の提出を忘れてしまう方が見受けられます。

被保険者が届出を提出しないと、日本年金機構は、生活保護の廃止など被保険者が法定免除に該当しなくなったという事実を把握し得ない場合があります。

法定免除 ケース2 ③ (法第89条)

第102条第4項 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

法定免除に該当しなくなったことを届け出るが遅れ、2年を超えて法定免除が取り消された場合

2年を超えて法定免除が取り消された期間が未納期間になってしまう

第1号被保険者が免除事由消滅届を適切な時期に届出していただければ、本人は所得が少ないことに基づく申請免除を利用したり、保険料を納付したりすることが可能となります。

しかし、保険料を徴収する権利は、法第102条第4項に基づき、納付期限の翌日から起算して2年を経過した時に時効により消滅します。このため、2年以上遡って法定免除が取り消された期間は未納期間となってしまう、被保険者は納付の機会を逸してしまう場合がありますので、注意が必要です。

法定免除 ケース2 ④ (法第89条)

(抜粋) 則第75条 第1号被保険者は、法第89条第1項各号（法定免除の承認事項）のいずれかに該当するに至ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、14日以内に、これを機構に提出しなければならない。（以下省略）

(抜粋) 則第76条 第1号被保険者は、法第89条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、14日以内に、これを機構に提出しなければならない。（以下省略）

法定免除に該当したこと

法定免除に該当しなくなったこと

届出がなかった場合でも法定免除の該当処理や非該当処理を行うことができる

市町村では、法定免除に該当した旨、該当しなくなった旨の情報を日本年金機構に提供することが望まれます。

国民年金法施行規則第75条・第76条において、法第89条の法定免除に該当したとき、または、該当しなくなったときは被保険者が届出をしなければならないことが規定されています。

ただし、日本年金機構は、法第89条に該当したこと、該当しなくなったことを確認できたときは、届出がなかった場合でも法定免除の該当処理や非該当処理を行うことができることとなっています。

したがって、市町村においては、被保険者の不利益とならないようにし、地域住民の年金受給権の確保の観点からも法定免除に該当した旨や該当しなくなった旨の情報を日本年金機構に提供することが望まれます。

申請免除 ケース3①（法第90条、第90条の2）

ケース3 「33歳のフリーターのCさんは一人暮らしをしています。所得が低いので国民年金の保険料を納めるのが困難であるとの相談にやってきました。」

■保険料免除の要件まとめ

種類	期間	要件		審査対象者	老齢基礎年金額の反映割合
		前年所得（一定の場合前々年）	所得要件以外の要件		
全額	厚生労働大臣が指定する期間	35万円×（扶養親族等数+1）+22万円以下	●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている	本人 配偶者 世帯主	1/2 (1/3)
3/4		78万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	●地方税法に定める障がい者であって前年所得が125万円以下		5/8 (1/2)
半額		118万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	●地方税法に定める寡婦であって前年所得が125万円以下		3/4 (2/3)
1/4		158万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	●保険料の納付が著しく困難（例）天災・DV・失業等		7/8 (5/6)
学生 若年者		半額免除と同じ 全額免除と同じ			本人のみ 本人 配偶者

※（ ）は平成21年3月以前の除額

【申請免除 ケース3】

次に、ケース3を見ていきましょう。

「33歳のフリーターのCさんは一人暮らしをしています。所得が低いので国民年金の保険料を納めるのが困難であるとの相談にやってきました。」

この方は、所得が低いために保険料を納付するのが難しいと想定されることから、法第90条（または第90条の2）に基づく申請免除の要件に該当する可能性があります。

申請免除 ケース3②（法第90条、第90条の2）

種類	期間	審査対象者
全額	厚生労働大臣が指定する期間	本人 配偶者 世帯主
3/4		
半額		
1/4		

この申請免除とは、第1号被保険者本人及び保険料の連帯納付義務者である世帯主・配偶者のいずれもが、次のいずれかに該当するときに、本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間について、申請前に保険料を納付した期間は除いて保険料全額の納付義務が免除される制度です。

申請免除 ケース3③（法第90条、第90条の2）

種類	期間	要件		審査対象者
		前年所得（一定の場合前々年）	所得要件以外の要件	
全額	厚生労働大臣が指定する期間	35万円×（扶養親族等数+1）+22万円以下	●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている	本人 配偶者 世帯主
3/4		78万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	●地方税法に定める障がい者であって前年所得が125万円以下	
半額		118万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	●地方税法に定める寡婦であって前年所得が125万円以下	
1/4		158万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	●保険料の納付が著しく困難（例）天災・DV・失業等	

申請免除の審査に本人だけではなく、世帯主・配偶者が含まれているのは、保険料の納付義務は、第1号被保険者本人にあります。世帯主や配偶者も連帯して保険料を納付する義務があるからです。

このため、法第90条（または第90条の2）に該当して申請免除を受けるためには、被保険者本人だけでなく保険料の連帯納付義務者である世帯主や配偶者の全員が、5つある申請免除の承認基準のいずれかに該当していることが必要とされています。

その5つの要件とは、1つ目は、前年の所得が一定基準額以下であるとき、2つ目は、生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けるとき、3つ目は、地方税法に定める障がい者であって、前年の所得が125万円以下であるとき、4つ目は、地方税法に定める寡婦であって、前年の所得が125万円以下であるとき、5つ目は、保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他厚生労働省令で定める事由があるときです。

申請免除は、所得に応じて全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の4段階に分けられています。少子高齢化の進展に伴い国民年金の保険料が徐々に引き上げられてきたことから、被保険者の負担能力に応じた対応をする必要がでてきました。そこで、平成12年の改正により、平成14年4月1日から半額免除の申請が、平成16年の改正により、平成18年7月1日から4分の3免除と4分の1免除の申請が可能となりました。

国民年金保険料の免除等の所得額等の基準

制度	所得額等の対象者	所得額等の基準
免除制度 (申請全額免除)	本人 世帯主 配偶者	35万円×(扶養親族等の数+1)+22万円 ・本人、世帯主、配偶者を対象とする所得額が以下の場合に申請が免除されます。 ・専業主婦年金給付の制度適用期間中に申請が認められます。
免除制度 (申請一部免除)	本人 世帯主 配偶者	4分の3免除の場合：25万円+扶養親族等の数×11.8万円 半額免除の場合：11.8万円+扶養親族等の数×11.8万円 4分の1免除の場合：11.8万円+扶養親族等の数×11.8万円 以上、ただし、申請期間中に生活保護法による生活扶助を受けている場合に認められません。
若年者納付猶予制度	本人 配偶者	35万円×(扶養親族等の数+1)+22万円 ・本人、配偶者を対象とする所得額が以下の場合に申請が免除されます。 ・申請が行われる場合、申請期間中の年金納付義務は免除されます。
学生納付特例制度	本人	11.8万円+扶養親族等の数×11.8万円 ・本人の所得額が以下の場合に申請が免除されます。 ・申請が行われる場合、申請期間中の年金納付義務は免除されます。
法定免除	—	障害年金受給者、生活保護法による生活扶助を受けている場合は、保険料(全額)の納付が申請に基づき免除されます。



※このほか、喪失者、遺族、遺族年金等の場合は、所得額等の免除が認められる場合があります。

【国民年金保険料の免除等の所得額等の基準】

国民年金保険料の免除等の所得額等の基準（詳細版）は、スライドのとおりとなります。

生活保護法による各種扶助

申請免除の承認基準の一つ	「生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けるとき」
生活扶助	法定免除（法第89条）
住宅扶助	申請免除（法第90条、第90条の2）
教育扶助	
医療扶助	学生納付特例（法第90条の3）
介護扶助	
出産扶助	若年者納付猶予（平成16年改正法附則第19条）
生業扶助	
葬祭扶助	

【生活保護法による各種扶助】

申請免除の2つ目の要件は、生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けるときです。生活保護法には様々な扶助が用意されています。生活保護法による生活扶助を受けているときは法定免除に該当しますが、それ以外の扶助を受けているときは申請免除、学生納付特例、若年者納付猶予に該当する可能性があります。

申請免除の承認基準における天災その他の事由（特例免除）

申請免除の承認基準の一つ	「保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他厚生労働省令で定める事由があるとき。」
	震災・風水害・火災などで住宅・家財などの被害金額がおおむね1/2以上 失業をした方（「雇用保険被保険者離職票」等の交付を受けている） 配偶者からの暴力により配偶者と住所が異なる方 生活保護法に準じた生活扶助を受けている外国人
	※配偶者の暴力から避難している被保険者については配偶者の前年の所得を除外して、失業をした方、生活保護法に準じた生活扶助を受けている外国人などについては本人の前年の所得を除外して、承認基準の審査が行われます。
	特別障害給付金の支給を受けている第1号被保険者 本人が特別障害給付金の支給を受けていれば申請免除の承認基準に該当する

【申請免除の承認基準における天災その他の事由（特例免除）】

申請免除のケース3で説明した要件の5つ目は、天災その他の理由により保険料を納めることが著し

く困難な場合となっています。具体的には震災・風水害・火災などで住宅・家財などの被害額がおおむね2分の1以上である場合、申請免除に該当します。

そのほか、失業した方、配偶者の暴力から避難している被害者、生活保護法に準じた生活扶助を受けている外国人などは、申請免除の基準に該当していることとなります。配偶者の暴力から退避している被害者については配偶者の前年所得を除外して免除基準の審査が行われます。

なお、特別障害給付金の支給を受けている第1号被保険者は、本人が特別障害給付金の支給を受けていれば申請免除の承認基準に該当することとされています。

全額免除申請の受託制度（法第109条の2、平成16年改正法附則第19条の2）



【全額免除申請の受託制度】

現行の制度においては、全額免除申請は申請書の提出を必要としているため、客観的には免除の要件に該当しているにもかかわらず、申請の煩わしさから手続きを行わず、その結果、未納期間が生じている方が存在します。

このため、平成27年7月より、申請に関する免除手続き上の負担を軽減し、全額免除申請の機会を拡充する観点から、事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生労働大臣が指定する者が、全額免除や納付猶予制度の要件に該当する被保険者等からの委託を受けてこれらの申請をすることができるようになっています。

（なお、全額免除申請の受託制度は、法第109条の2及び平成16年改正法附則第19条の2に基づくものです。）

確認問題

問題 1

被保険者が生活保護法による生活扶助を受ける場合、申請により保険料の納付は免除される。

解答

✕ (法第 89 条)

被保険者が生活保護法による生活扶助を受ける場合、申請の有無に関わらず、法律上当然に保険料の納付が免除されます。なお、所定の届出が必要です。

問題 2

任意加入被保険者には、法定免除、申請による全額免除及び半額免除は行われませんが、学生納付特例は適用される。

解答

✕ (法附則第 5 条、平成 6 年改正法附則第 11 条等)

任意加入被保険者には、保険料免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の規定の適用はされません。



次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題 1 です。

被保険者が生活保護法による生活扶助を受ける場合、申請により保険料の納付は免除される。

正解はバツです。

被保険者が生活保護法による生活扶助を受ける場合、申請の有無に関わらず、法律上当然に保険料の納付が免除されます。なお、所定の届出が必要です。

問題 2 です。

任意加入被保険者には、法定免除、申請による全額免除及び半額免除は行われませんが、学生納付特例は適用される。

正解はバツです。

任意加入被保険者には、保険料免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の規定の適用はされません。

若年者納付猶予制度 ケース4① (平成16年改正法附則第19条)

「Dさんは就職活動中で親と同居しています。Dさん自身の所得はありませんが、世帯主である父親に基準額以上の所得があるため申請免除には該当しません。」

■保険料免除の要件まとめ

種類	期間	要件	審査対象者	若年者納付猶予制度の反映割合
全額	前年所得（一定の場合前々年）	所得要件以外の要件	本人・配偶者・世帯主	1/2 (1/3)
3/4	厚生労働大臣が指定する期間	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている 地方税法に定める課税いし者であって前年所得が125万円以下 	本人・配偶者・世帯主	5/8 (1/2)
半額				118万円+（扶養給付等×38万円（原則））以下
1/4	158万円+（扶養給付等×39万円（原則））以下	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法に定める課税いし者であって前年所得が125万円以下 保険料の納付が著しく困難（例） 天災・DV・失業等 	本人のみ	7/8 (5/6)
学生	半額免除と同じ			本人・配偶者
若年者	全額免除と同じ			

※（ ）は平成21年3月以前の期間

【若年者納付猶予制度 ケース4】

次に、ケース4を見ていきましょう。

「Dさんは就職活動中で親と同居しています。Dさん自身の所得はありませんが、世帯主である父親に基準額以上の所得があるため申請免除には該当しません。」

若年者納付猶予制度 ケース4② (平成16年改正法附則第19条)

種類	期間	審査対象者
全額	厚生労働大臣が指定する期間	本人・配偶者・世帯主
3/4		
半額		
1/4	厚生労働大臣が指定する期間	本人・配偶者
若年者		

若年者納付猶予制度とは、30歳未満の第1号被保険者本人及び保険料の連帯納付義務者である配偶者のいずれもが、全額免除と同一の免除基準に該当するときに、本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間について、申請前に保険料を納付した期間は除き保険料の納付義務が猶予される制度

親と同居している若年者が将来に無年金者や低年金者になることを防止するため、本人が将来就職し保険料を負担できる状態になったときに追納できる仕組みを用意した制度を創設

申請免除は、本人、世帯主、配偶者のいずれも所得が低いときに該当します。しかし、Dさんが30歳未満であるときは、若年者納付猶予（平成16年改正法附則第19条）に該当する可能性があります。

若年者納付猶予制度とは、30歳未満の第1号被保険者本人及び保険料の連帯納付義務者である配偶者のいずれもが、全額免除と同一の免除基準に該当するときに、本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間について、申請前に保険料を納付した期間は除き保険料の納付義務が猶予される制度です。

20歳代の若年者の雇用情勢や雇用形態が不安定ななか、就職が困難で所得が少なかったり、フリーターなどといった低所得である若年者が、世帯主の親と同居している場合には、保険料免除に該当しませんでした。

このため、親と同居している若年者が将来に無年金者や低年金者になることを防止するため、本人が

将来就職し保険料を負担できる状態になったときに追納できる仕組みを用意した制度を創設しました。

若年者納付猶予制度 ケース4③ (平成16年改正法附則第19条)

種類	期間	要件		審査対象者
		前年所得（一定の場合前々年）	所得要件以外の要件	
全額	厚生労働大臣が指定する期間	35万円×（扶養給付等×1）+22万円以下	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている 地方税法に定める課税いし者であって前年所得が125万円以下 地方税法に定める課税いし者であって前年所得が125万円以下 保険料の納付が著しく困難（例） 天災・DV・失業等 	本人・配偶者・世帯主
若年者		全額免除と同じ		本人・配偶者

平成26年の法律改正では、若年層に限らず、全年齢層において非正規雇用者が増加している状況を抑え、若年者納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されており、平成28年7月から平成37年6月までの期間で実施されることとなっています。

申請免除では第1号被保険者本人と保険料連帯納付義務者である世帯主や配偶者が審査の対象となっていました。若年者納付猶予では世帯主の要件審査は不要となり、第1号被保険者本人とその配偶者のみが審査対象となります。所得の基準額は申請免除における全額免除と同じです。

なお、平成26年の法律改正では、若年層に限らず、全年齢層において非正規雇用者が増加している状況を踏まえ、若年者納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されており、平成28年7月から平成37年6月までの期間で実施されることとなっています。

申請免除と若年者納付猶予の手続き

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
申請免除 若年者納付猶予	年度毎に申請が必要 年度：7月～翌6月	継続申請可 ※全額免除及び若年者納付猶予のみ

継続申請 全額免除および若年者納付猶予については、申請するときに翌年度以後も継続して申請することを申し出ることで、翌年度以後の申請手続きを省略することができます。

ただし、次の場合は翌年度におため申請手続きが必要です。

- 全額免除・若年者納付猶予が承認されなかった場合
- 失業や天災による被害などの理由による申請を要した場合は
- 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることによる申請を要した場合は
- 特別障害給付金を受給していることによる申請を要した場合は
- 4分の3免除・半額免除・4分の1免除が承認された場合は
- 配偶者もしくは世帯主の異動等により、一部免除が若年者納付猶予から、全額免除へと免除の種類の変更を希望する場合は

【申請免除と若年者納付猶予の手続き】

第1号被保険者が申請免除を行うには、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を市町村長に提出します。（則第77条第1項、第2項）

なお、平成17年7月から継続的免除申請方式が導入され、全額免除及び若年者納付猶予については、被保険者の希望により次年度以降も改めて申請書を提出することなく、引き続き審査を受けることができるようにし、被保険者の申請手続きの負担の軽減

や届出漏れ防止措置が講じられています。（則第 77 条第 3 項）なお、この申請については、様々な条件がありますので、業務支援ツールを確認するようにしてください。

学生納付特例制度 ケース5①（法第90条の3）

■保険料免除の要件まとめ

種類	期間	要件		認定対象者	若年基礎年金額の反映割合
		前年所得（一定の場合翌々年）	所得要件以外の要件		
全額	厚生労働大臣が指定する期間	35万円×（扶養給付等数+1）+22万円以下	●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている	本人 配偶者 世帯主	1/2 (1/3)
3/4		78万円+（扶養給付等数×38万円（原則））以下	●地方税法に定める課税対象額が125万円以下		5/8 (1/2)
半額		118万円+（扶養給付等数×38万円（原則））以下	●地方税法に定める課税対象額が125万円以下		3/4 (2/3)
1/4		158万円+（扶養給付等数×38万円（原則））以下	●保険料の納付が著しく困難（例） 天災・DV・失業等		7/8 (5/6)
学生		半額免除と同じ			本人のみ
若年者	全額免除と同じ		本人 配偶者		

※（ ）は平成21年3月以前の期間

【学生納付特例制度 ケース 5】

次に、ケース 5 を見ていきましょう。

「大学生の E さんが 20 歳になり、年金事務所から国民年金の案内が届きました。しかし、学生生活で収入が少ない E さんは国民年金の保険料を支払うのが難しい状況にあります。E さんは親と別居していますが、仕送りのほか、親に保険料まで支払ってもらうことは難しいと考え、自分のことは自分でなんとかしたいと考えています。」

学生納付特例制度 ケース5②（法第90条の3）

学生の場合は、法第 90 条の 3 において学生である期間について保険料の納付が猶予される規定が置かれています。

→

学生の場合は学生納付特例制度を利用していただくことになっており、申請免除や若年者納付猶予制度を利用することはできません。

学生の場合は、法第 90 条の 3 において学生である期間について保険料の納付が猶予される規定が置かれています。E さんは申請免除や若年者納付猶予制度に該当する可能性もありそうですが、学生の場合は学生納付特例制度を利用していただくことになっており、申請免除や若年者納付猶予制度を利用することはできません。

学生納付特例制度 ケース5③（法第90条の3）

学生納付特例制度

学校教育法に定める高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院・専修学校・各種学校などの学生や生徒である第1号被保険者本人が、半額免除と同一の免除基準に該当するとき。

種類	期間	要件		認定対象者
		前年所得（一定の場合翌々年）	所得要件以外の要件	
半額	厚生労働大臣が指定する期間	118万円+（扶養給付等数×38万円（原則））以下	●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている ●地方税法に定める課税対象額が125万円以下 ●地方税法に定める課税対象額が125万円以下	本人 配偶者 世帯主
学生		半額免除と同じ	●保険料の納付が著しく困難（例） 天災・DV・失業等	

本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間について、申請前に保険料を納付した期間は除き保険料の納付義務が猶予される制度。

学生納付特例制度とは、学校教育法に定める高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院・専修学校・各種学校などの学生や生徒である第 1 号被保険者本人が、半額免除と同一の免除基準に該当するときに、本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間について、申請前に保険料を納付した期間は除き保険料の納付義務が猶予される制度です。

学生納付特例制度 ケース5④（法第90条の3）

国民年金制度には20歳から加入することになっていますが、20歳以上の大学生は制度発足以来、任意加入となっていた。

→

任意加入していない場合で、障害を負ってしまったときには無年金者となってしまうことがあった。

昭和36年4月

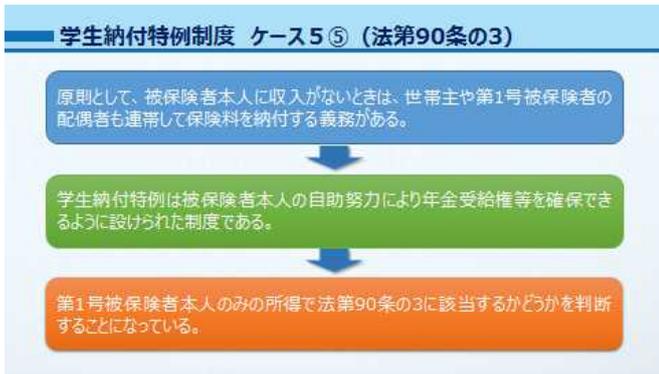
平成3年4月

学	主	任意加入	強制加入被保険者（第1号被保険者）
---	---	------	-------------------

学生本人には所得がなく、結果、保険料は親が負担している例が多く、また、親の負担を解消し、本人が社会人になってから保険料を納付できる措置が必要となり、学生納付特例制度が平成12年4月に設けられた。

国民年金制度には 20 歳から加入することになっていますが、20 歳以上の大学生は制度発足以来、任意加入となっていました。このため、任意加入していない場合で、障害を負ってしまったときには無年金者となってしまうことがありました。そこで、平成 3 年 4 月から学生も強制加入被保険者となりました。

しかし、学生本人には所得がなく、結果、保険料は親が負担している例が多く、また、親の負担を解消し、本人が社会人になってから保険料を納付できる措置が必要となり、学生納付特例制度が平成 12 年 4 月に設けられました。

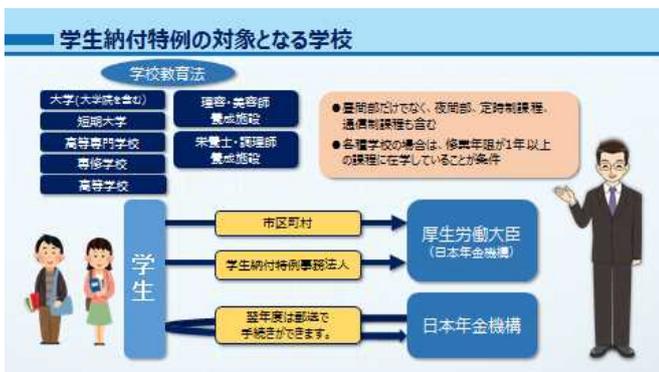


原則として、被保険者本人に収入がないときは、世帯主や第1号被保険者の配偶者も連帯して保険料を納付する義務があります。しかし、学生納付特例は被保険者本人の自助努力により年金受給権等を確保できるように設けられた制度ですので、第1号被保険者本人のみの所得で法第90条の3に該当するかどうかを判断することになっています。

学生納付特例制度 ケース5⑥（法第90条の3）

種類	期間	要件		審査対象者
		前年所得 (一定の場合前々年)	所得要件以外の要件	
半額	厚生労働大臣が指定する期間	118万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている 地方税法に定める障がい者であって前年所得が125万円以下 	本人 配偶者 世帯主
学生	学生納付特例の対象となる学校	半額免除と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法に定める寡婦であって前年所得が125万円以下 保険料の納付が著しく困難（例）天災・DV・失業等 	本人のみ

所得の基準額は申請免除における半額免除のときと同じです。



【学生納付特例の対象となる学校】

学生納付特例の対象となるのは、次のような学校等教育施設に在学している者です。

まず、先ほど説明した、学校教育法に規定する大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校などのほか、学校教育法に規定する

各種学校その他の教育施設であって専修学校に準ずるもので厚生労働省令に定める教育施設、例えば、理容・美容師養成施設、栄養士・調理師養成施設などとなります。昼間部だけでなく、夜間部、定時制課程、通信制課程も含まれます。各種学校の場合は、修業年限が1年以上の課程に在学していることが条件となります。

申請免除等の承認期間

	申請月	免除等の承認期間
申請免除 若年者納付猶予	7月に申請した場合	前年の7月分から翌年の6月分まで
	8月から翌年の6月までに申請した場合 ※ ただし、1月から6月までに申請した場合は、前年の7月分からその年の6月分まで	その年の7月分から翌年の6月分まで
学生納付特例	4月に申請した場合	前年の4月分から翌年の3月分まで
	5月から翌年の3月までに申請した場合 ※ ただし、1月から3月までに申請した場合は、前年の4月分からその年の3月分まで	その年の4月分から翌年の3月分まで

例 平成26年4月から、過去2年間（2年1か月）まで遡って申請ができるようになった。 申請月

平成25年11月 平成27年7月 平成27年12月

承認期間

免除等の申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れなくなる場合があります。速やかな申請が必要です。

【申請免除等の承認期間】

申請免除等の承認期間は、免除等の種類ごとに定められています。

まず、申請免除と若年者納付猶予です。7月に申請した場合は、前年7月分から翌年の6月分までが承認期間となります。8月から翌年の6月までに申請した場合は、その年の7月分から翌年の6月分までが承認期間（ただし、1月から6月までに申請した場合は、前年7月分からその年の6月分までが承認期間）となります。

次に、学生納付特例です。4月に申請した場合は、前年の4月分から翌年3月分までが承認期間となります。5月から翌年3月までに申請した場合は、その年の4月分から翌年の3月分までが承認期間（1月から3月までに申請した場合は、前年4月分からその年の3月分までが承認期間）となります。

なお、申請免除等の遡及については、平成26年4月から、過去2年（2年1か月前）まで遡って申請ができるようになりました。しかし、免除等の申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れなくなる場合がありますので、速やかな申請が必要です。

給付との関係

年金を受け取る時はどう違うの？

	保険料納付	納付猶予		申請免除		保険料未納
		学生	若年者	全額	一部	
障害基礎年金 遺族基礎年金	○	○	○	○	△ ※1	×
老齢基礎年金	もらえる？ (支給資格期間)	○	○	○	△ ※1	×
	増える？ (年金額)	○	×	○	△ ※2※3	×

※1 4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、必要な保険料を納付しない未納期間となり、**遺族基礎年金・障害基礎年金を支給される場合がなくなります。**

※2 申請免除または納付猶予が承認された期間の保険料は、**10年以内であれば、古い期間から5割に納付（追納）が可能です。**

※3 申請免除の種類や追納の状況により、受け取ることができる年金額が異なります。

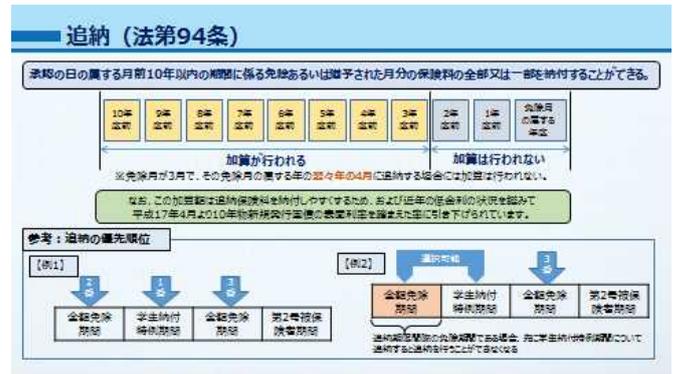
【給付との関係】

保険料が未納の場合は、当然、老齢基礎年金の受給資格期間に入りませんし、年金額へも反映されません。障害基礎年金や遺族基礎年金の給付も発生しません。

これに対して、保険料の免除や猶予を受けている期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合は、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができるようになっていきます。また、老齢基礎年金についても、法定免除や申請免除を受けていた期間については保険料の全額または一部を納めていないわけですが、免除された割合に応じて年金額の計算に反映されるようになっていきます。一方、若年者納付猶予と学生納付特例の期間については受給資格期間には算入されませんが年金額の計算期間には反映されません。

4分の3免除、半額免除、4分の1免除の期間については、免除となった保険料額以外の残りの額について納付しない場合には未納期間となり、保険料免除期間として取り扱われないこととなりますので注意が必要です。

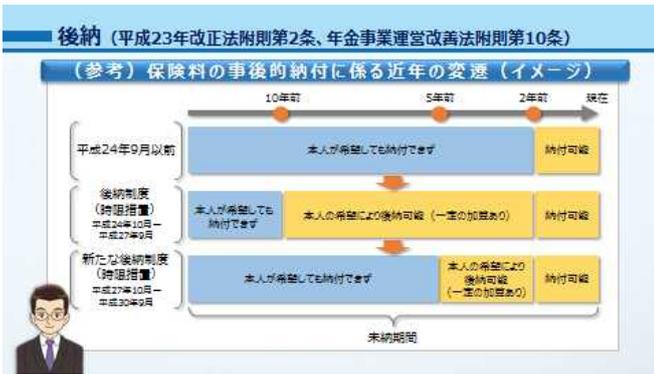
なお、老齢基礎年金の給付額との関係については、老齢基礎年金の基礎編講義で取り扱います。



【追納】

ここまで見てきたように、免除や猶予を受けた期間については受給資格期間になるということでした。しかし、法定免除と申請免除の期間は年金額の計算に反映されるものの満額とはなりませんし、若年者納付猶予と学生納付特例の期間については年金額の計算には算入されません。そこで、これらの免除や猶予の期間については、10年以内に追納することによって年金額を満額に近づけていくことが可能となっています。この場合、追納の承認を受けた月の属する年度の前2年度を超える期間については、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされることになっています。

なお、この加算額は追納保険料を納付しやすくなるため、および近年の低金利の状況を鑑みて平成17年4月より10年物新規発行国債の表面利率を踏まえた率に引き下げられています。



【後納】

最後に、追納制度と似た制度として、後納制度を見てみましょう。

国民年金保険料は、納期限より2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなります。過去10年間の納め忘れた保険料については、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することができます。

この制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

ただし、国民年金保険料を徴収する権利が納期限から2年を経過した時点で時効により消滅することについては変更ありません。

なお、後納する保険料額は当時の保険料額に政令で定める額を加算した額となり、この加算額は、毎年度、改定されます。

過去10年間の後納制度は、平成27年9月30日で終了しますが、年金事業運営改善法により、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの時限措置として、過去5年間の納め忘れた保険料を納付できる制度が実施される予定です。

確認問題

- 問題1** 学生等の納付特例の対象になる学生には、原則として夜間部の大学生や各種学校の学生は含まれない。
- 解答** ✖（令6条の6等）
夜間部の大学生や各種学校の学生も学生納付特例の対象となる学生等に含まれます。
- 問題2** 学生納付特例制度が利用できる者は、保険料の申請免除のうち、全額免除は適用されないが、半額免除は適用される。
- 解答** ✖（法第90条、第90条の2）
学生納付特例が利用できる者は、保険料の申請免除及び若年者納付猶予は適用されません。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

学生等の納付特例の対象になる学生には、原則として夜間部の大学生や各種学校の学生は含まれない。

正解はバツです。

夜間部の大学生や各種学校の学生も学生納付特例の対象となる学生等に含まれます。

問題2です。

学生納付特例制度が利用できる者は、保険料の申請免除のうち、全額免除は適用されないが、半額免除は適用される。

正解はバツです。

学生納付特例が利用できる者は、保険料の申請免除及び若年者納付猶予は適用されません。